

応援しています!!ひとり親家庭

児童家庭課
☎973-4983

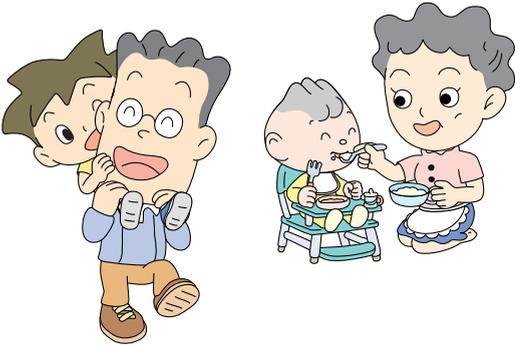
母子・父子家庭等医療費助成事業

母子・父子家庭及び養育者世帯に対し、受けた医療費の本人負担金の一部を助成します。

【対象者】

うるま市に住所があり、医療保険に加入している者で、次のいずれかに該当する者が対象となります。

- ・母子家庭の母と児童
- ・父子家庭の父と児童
- ・養育者が養育する父母のいない児童。ただし、所得制限や資格要件等があります。



母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方が修学や病気等で日常生活を営む上で一時的に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣します。

利用される方は事前に登録が必要です。



母子寡婦福祉資金貸付

母子家庭や寡婦の方たちの経済的自立の援助と、児童の福祉を増進するため、無利子あるいは低利子で資金の貸付を行っています。

【資金の種類】

事業開始・事業継続・修学・技能習得・修業・就職支度・医療介護・生活・転宅・就学支度・結婚・児童扶養資金など

母子家庭の母の資格取得と経済的自立を支援するために、次のような給付制度があります。

母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

医療事務やホームヘルパーなど指定された教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の40%(8,000円以上で20万円以下)が支給される事業です。(受講開始前に事前相談を受けてください)

高等技能訓練促進費事業

看護師や介護福祉士などの資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に修業期間の1/3の期間について、生活の負担の軽減を図るため、月額103,000円(12カ月を上限)が支給される事業です。



ひとり親家庭新入学児童・生徒激励事業の申請について

社会福祉協議会では、ひとり親家庭等の新入学児童生徒に対し激励金の贈呈を行います。

【対象】

- うるま市内に居住する
 - ①母子家庭の小学校1年生
 - ②父子家庭の小学校1年生及び中学校1年生
 - ③その他の養育世帯については(遺棄等により祖父母が養育している世帯)の小学校1年生・中学校1年生。
- 生活保護世帯は対象外とする。

【申請方法】

所定の申請書に記入し、居住する地区の社会福祉協議会本所・支所に申請する。

【受付期間】

4月14日～4月28日まで

【お問い合わせ先】

市社会福祉協議会(本所)
☎973-15459
石川支所
☎964-12494
与那城支所
☎978-10011
勝連支所
☎978-15914

